

平成30年

第9回八頭町議会定例会

提案理由書

平成30年12月10日

議案第107号

八頭町財産区管理委員の選任について

この度、財産区管理会を設置しております「安部財産区」の財産区管理委員の任期が、平成30年12月19日をもって満了となります。

八頭町財産区管理条例では、財産区管理会の設置、組織及び運営等に関する必要な事項を定められており、財産区管理委員の任期は、地方自治法296条の2第3項で4年と定められております。

この度、安部財産区から管理委員の推薦をいただきましたので、八頭町財産区管理条例第3条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

議案第108号

鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について

今回の変更は、鳥取県町村総合事務組合に南部箕蚊屋広域連合及び日野病院組合を新たに加入させるとともに、加入に伴う組合規則を変更するものであります。

議案第109号

八頭町税条例の一部改正について

この条例の改正は、鳥取県税条例の改正並びに八頭町への控除対象特定非営利活動法人の指定届書の提出に伴い、町民税の寄附金控除の対象となる法人として、新たに特定非営利活動法人十人十色を指定するものです。

議案第110号～議案第113号

提案しております、4施設につきましては、現在、協定に基づきまして、平成28年4月1日から、平成31年3月31日までの3年間、管理をしていただいているところでありますが、本年度末の指定期間の満了に伴い、今回、指定管理者と指定期間を定めようとするものであります。

今回、4施設の内、姫路公園と八東ふるりの森を公募とし、船岡保健センターと八東地域福祉センターにつきましては、引き続き指名といた

しました。

公募につきましては、9月11日から募集要項を公開し、9月19日に説明会を開催しております。

また、応募書類の受付を10月11日までとし、結果としまして、姫路公園の指定管理者につきましては2団体から、八東ふるりの森の指定管理者につきましては1団体から応募がありました。

また、指名といたしました、2施設につきましては、9月6日付で、次期3年間の指定管理者として指名する旨の報告と合わせまして、指定管理者指定申請書の提出をお願いし、それぞれ10月11日までに提出いただいたところです。

4施設の指定管理者を選定するにあたりましては、まず、指定いたしました2施設と公募いたしました2施設について、10月25日に、指定管理に係るプレゼンテーションを行っていただき、同日の指定管理者選定委員会で選定基準表に基づき、公募、指名した4施設につきまして、選定を行ったところです。

選定委員会の委員5名の内、3名は民間の方を委員として委嘱し、民間の視点を審査に取り入れるとともに、審査基準表の配点を細分化し、項目ごとの評価が明確となる審査基準表を用いて審査をいただきました。

選定基準の主な項目としましては、第一に住民の平等利用が確保されること、第二に事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること、第三に収支計画、見積内容など、管理経費の効率化が図られるものであること、第四に管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること、であります。

審査の結果、3施設とも公募、指名による申請団体が選定基準をクリアされたので、適格であると判断し、公募のうち姫路公園につきましては、2団体から申請があり、1団体につきましては選定基準をクリアされたので、選定いたしましたところです。

議案第110号

姫路公園の指定管理者の指定について

施設の名称は、姫路公園です。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町久能寺 8 9 6 番地 3 3 スローライフクラブ八頭 会長 三浅保則(みあさ やすのり)氏で、指定の期間は、平成 3 1 年 4 月 1 日から 3 年間です。

指定管理料は、平成 3 1 年度から、年間 4 0 0 万円、3 年間で 1, 2 0 0 万円であります。

議案第 1 1 1 号

八東ふる里の森の指定管理者の指定について

施設の名称は、八東ふる里の森です。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、鳥取市古海 3 0 5 番地 8 有限会社 高田技研 代表取締役 高田豊実(たかた とよみ)氏で、指定の期間は、平成 3 1 年 4 月 1 日から 3 年間です。

指定管理料は、平成 3 1 年度から、年間 4 0 0 万円、3 年間で 1, 2 0 0 万円であります。

議案第 1 1 2 号

船岡保健センターの指定管理者の指定について

施設の名称は、船岡保健センターです。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町宮谷 2 5 4 番地 1 社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会 会長 桑村和義(くわむら かずよし)氏で、指定の期間は、平成 3 1 年 4 月 1 日から 3 年間です。

指定管理料は、年間、7 0 9 万 3 千円、3 年間の合計で 2, 1 2 7 万 9 千円であります。

議案第 1 1 3 号

八東地域福祉センターの指定管理者の指定について

施設の名称は、八東地域福祉センターです。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、八頭郡八頭町宮谷 2 5 4 番地 1 社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会 会長 桑村和義(くわむ

ら かずよし) 氏で、指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から 3 年間で
す。

指定管理料は、年間、776 万 5 千円、3 年間の合計で 2,329 万
5 千円であります。

議案第 114 号

平成 30 年度八頭町一般会計補正予算 (第 6 号)

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 億
3,366 万 8 千円を追加しようとするものです。

歳入の主なものでは、国庫支出金で、ブロック塀・冷房設備対応臨時
特例交付金、3,150 万円余を計上しております。

県支出金は、林道施設災害復旧費県補助金、1,360 万円余、農地
農業用施設災害復旧費県補助金、4,460 万円余、新規では中山間地
域を支える水田農業支援事業費県補助金、110 万円余、産地パワーア
ップ事業費県補助金、20 万円余を追加しております。

繰入金については、財政調整基金から 2 億 5,000 万円を小中学校
のエアコン整備の財源として繰入れを行いました。

また、町債では、農業基盤促進事業債、1,020 万円、小学校施設
整備事業債、4,550 万円、中学校整備事業債、1,750 万円、農
地農業用施設災害復旧事業債、2,030 万円の計上です。

次に歳出です。総務費では、公共施設跡地管理費、240 万円余、情
報通信基盤整備事業、400 万円余を計上しました。

民生費は、基盤安定負担金等の額の確定により国保会計への繰出金、
1,220 万円余を減額し、地域福祉センター運営費、380 万円余の
計上です。

農林水産業費では、農業農村整備事業、1,300 万円、地籍調査業
務の執行内容の変更により、地籍調査事業費、970 万円余を減額し、
土木費では、天満橋改良事業として、750 万円余を計上しました。

教育費は、小・中学校教育振興費で新入生入学祝い金支給事業等にそ
れぞれ、140 万円余、160 万円余を追加、また、小・中学校管理運
営費でエアコン整備等にそれぞれ 2 億 2,760 万円余、1 億 3,360
万円余を増額しております。

災害復旧費については、農地農業用施設災害復旧費として、6,800
万円余、林道施設災害復旧費として、1,140 万円余を計上しまし

た。

予備費は、4, 150万円余を減額しております。

議案第115号

平成30年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ410万6千円を減額しようとするものです。

歳入の主なものは、県支出金で、普通交付金、810万円を増額いたしました。

また、一般会計からの繰入金として、保険税軽減事業分、754万円余、保険者支援事業分、281万円余、財政安定化支援事業分、261万円余をそれぞれ減額しています。

歳出につきましては、財政調整基金積立金、1,730万円、保険給付費の一般被保険者療養給付費、870万円、一般被保険者療養費、210万円を追加し、退職被保険者等療養給付費、270万円を減額しました。

予備費につきましては、3,027万円余の減額であります。

議案第116号

平成30年度八頭町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

今回の補正によります既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。歳出では、簡易水道施設の一般管理費、107万円余を追加し、予備費を減額しています。

議案第117号

平成30年度八頭町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

今回の補正によります既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。歳出では、下水道長寿命化事業費、23万円余を追加し、予備費を減額しています。

議案第118号

平成30年度八頭町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、360万円を追加しようとするものです。

歳入では、町債で下水道施設整備事業債、360万円を追加しました。

歳出では、施設管理費で中継ポンプ等の更新、722万円余を計上し、予備費、367万円余を減額しています。

議案第119号

平成30年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、34万5千円を追加しようとするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金で、調整交付金等、7万円、支払基金交付金で、地域支援事業支援交付金、7万円余、県支出金は、地域支援事業交付金、3万円余、一般会計からの繰入金、3万円余、過年度分の返還金、13万円を追加しました。

歳出では、地域支援事業費、28万円、国及び県の返還金等、10万円余を追加し、予備費を減額しています。